

中村学園大学学生留学規程

平成 15 年 1 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 中村学園大学(以下「本学」という。)学則第 42 条の規定に基づく外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学」という。)に留学する学生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

2 この規程にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。このことの調査認定は、国際交流委員会が行う。

3 この規程の適用を受けて留学する学生については、休学扱いとしない。ただし、学生が休学して外国の大学で学修することは、差し支えない。この場合、この規程は適用しない。

(定義及び種類)

第 2 条 この規程で留学とは、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 本学との交流協定(姉妹校を含む。)を結んだ外国の大学において、本学の許可を得て、授業科目を履修することを目的としたもの

(2) 本学の交流協定校(姉妹校を含む。)以外の外国の大学において、本学の許可を得て、授業科目を履修することを目的としたもの

2 前項第 1 号により留学する学生を交換留学生、第 2 号により留学する学生を認定留学生という。

(出願資格)

第 3 条 留学を志願できる者は、次のとおりとする。

(1) 交換留学については、大学間協定の定める要件を満たしている者

(2) 認定留学については、本学に 1 年以上在学している者

(出願手続)

第 4 条 留学を志願する者は、所定の留学願に次の各号の書類を添え、学長に願い出なければならない。

(1) 留学計画書(所定用紙)

(2) 留学期間終了後の本学における履修計画書(所定用紙)

(3) 保証人連署の留学誓約書

(4) 成績証明書

(5) その他本学が指示する書類

2 認定留学生については、前項に掲げるもののほか、留学先の履修課程、科目等を詳述したものを提出しなければならない。

(留学の許可)

第 5 条 留学の許可は、教育上有益と認められる場合に限り、国際交流委員会及び教授会の議を経て学長がこれを行う。

(留学期間)

第 6 条 留学の期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、教育上特に必要と認められる場合は、この期間の延長を許可することができる。

2 留学期間の延長を希望する学生は、留学期間終了の 3 カ月前までに、所定の留学期間延長願を学長に提出しなければならない。延長できる期間は 1 年以内とする。

3 学長は、国際交流委員会及び教授会の議を経て、留学期間の延長を許可することができる。

(単位換算の手続)

第 7 条 単位換算については、当該外国の大学と本学の単位換算に関する事前協議を必要とするが、やむを得ない場合は、事前協議を欠くことも差し支えない。協議は国際交流委員会が行う。

2 交換留学生及び認定留学生は、留学期間終了後、速やかに所定の留学報告書に成績証明書その他本学が指示する書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(修得単位の取扱い)

第 8 条 留学先で修得した単位は、学則第 24 条の規定により 60 単位まで、これを本学の単位に換算認定することができる。ただし、免許・資格の取得にかかる場合は換算認定できないこともある。

2 修得単位の換算認定は、教授会で行う。

(留学の取消し及び辞退)

第 9 条 留学生が留学先においてその資格を取り消されたときは、本学における留学の許可を取り消す。

2 留学生が次の各号の一に該当するときは、留学先と協議のうえ、本学における留学の許可を取り消す。

(1) 留学の成果をあげる見込がなくなったとき

(2) 留学生として、本学及び留学先の規則に違反したとき

(3) その他留学生としての本分に反する行為があると認められたとき

3 病気その他やむをえない理由により留学の継続が不可能になった場合、留学生は、所定の留学辞退届にその旨を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(交換留学生への特例)

第 10 条 交換留学生の取扱いについては、大学間協定の内容等に基づき、特別の扱いをすることがある。

(補足)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、学生の留学に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。